

埋堀地区地区計画

| | | |
|--------------------|---|--|
| 名 称 | 埋堀地区地区計画 | |
| 位 置 | 新津市大字善道字埋堀、字涌上り、大字新津字余免 | |
| 面 積 | 12.1ha | |
| 地区計画の目標 | 本地区は、JR信越本線新津駅の西側に位置し、国道460号（東バイパス）に隣接していることから、交通の利便性は高い地区である。また、周辺は宅地開発により、良好な住宅地としての市街地が形成されてきていることから、今後も住宅地としての土地の有効利用が見込まれる地区である。 このため地区計画を策定することにより、住宅地としての適正かつ合理的な土地利用を図り、うるおいとゆとりのある住宅地を形成し、保持することを目標とする。 | |
| 土地利用の方針 | 周辺地域との調和のとれたうるおいとゆとりのある住宅市街地の形成を図るため、本地区を2地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。 ① A地区 うるおいとゆとりのある住宅地の形成を図る。 ② B地区 店舗及び事務所等が立地できる住宅地の形成を図る。 | |
| 地区施設の方針 | (道路) 地区内幹線道路を基本とした区画道路を適切に配置し、歩車道を区分して歩行者の安全を図る。 | |
| 建築物等の整備の方針 | 良好な市街地の環境を形成するため、建築物等の高さの制限、壁面位置の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 | |
| 地区計画の区域は、計画図表示のとおり | | |

| | | | |
|----------------------------|----------------|---|-------|
| 地区の区分 | 区分の名称 | A 地区 | B 地区 |
| | 区分の面積 | 4.8ha | 7.3ha |
| 地区施設の配置及び規模 | | 区画道路 幅員 10m 総延長 約690m | |
| 地 区 整 備 計 画 | 建築物等の用途制限 | なし | なし |
| | 建築物等の敷地面積の最低限度 | なし | なし |
| | 建築物等の高さの制限 | 建築物の高さは、地盤面より13m以下とする。 地盤面の高さは、前面道路の路面の中心より0.5m以上高くしてはならない。ただし、築山等についてはこの限りではない。 | |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | なし | |
| | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の壁面の位置は、次の通りとする。 ① 道路境界線より 1.5m ② 隣地境界線より 1.0m ただし、自動車車庫（物置を含む）で軒の高さが3.0m以下のものはこの限りでない。 | |
| | その他 | 道路に面する部分のかき又はさくは生垣とし、隣地境界線に面する部分は生垣または透視可能なフェンスで高さ1.2m以下とする。 | |

埋堀地区地区計画図

